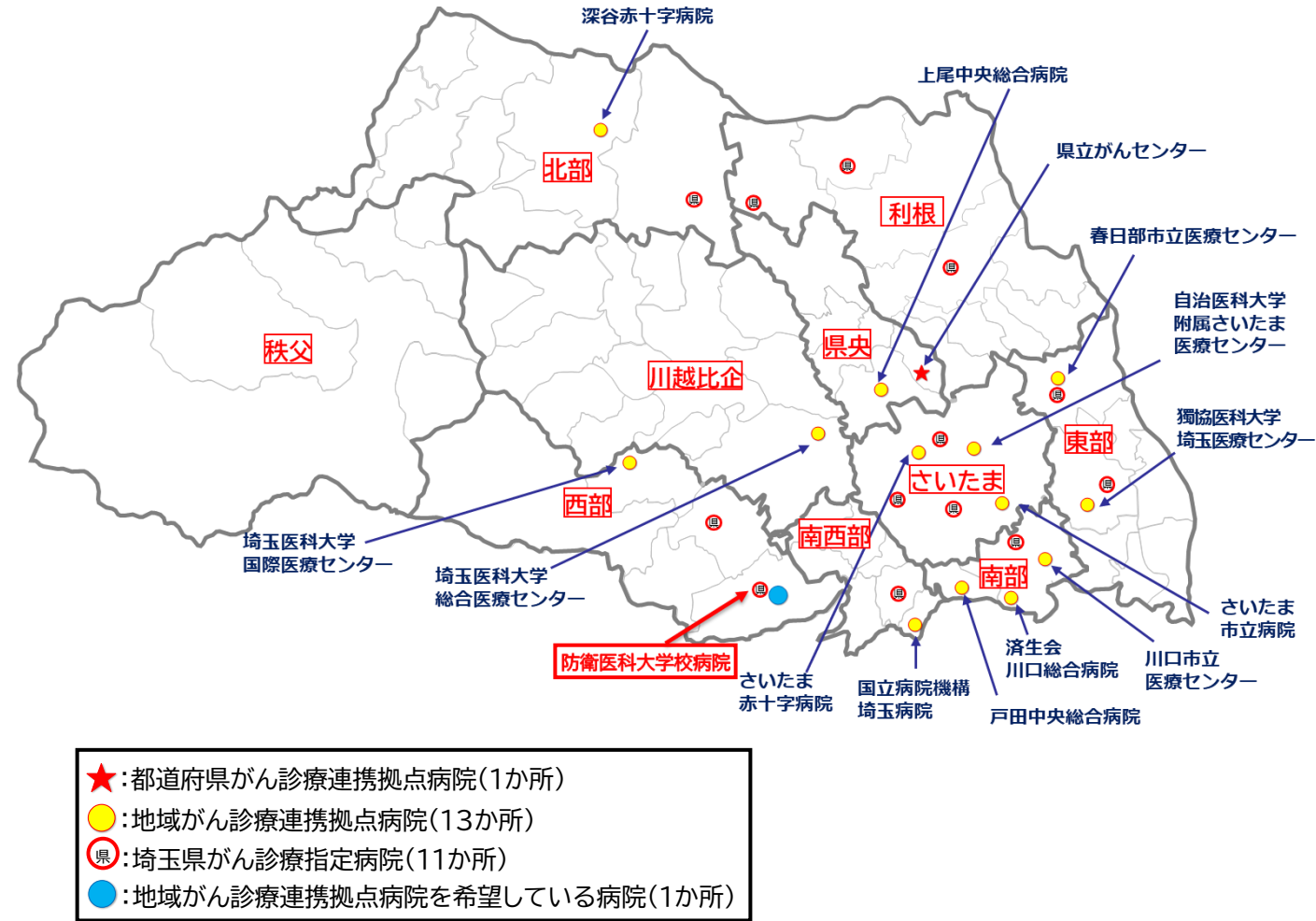


## 1. 令和7年度新規指定希望病院

病院名	防衛医科大学校病院
医療圏 (R6.9時点)	西部保健医療圏
	《地域がん診療連携拠点病院》 埼玉医科大学国際医療センター
	《埼玉県がん診療指定病院》 埼玉石心会病院 <b>防衛医科大学校病院</b>
開設者	防衛大臣
病床数	800床
診療科	循環器内科、腎臓内分泌内科、消化器内科、感染症・呼吸器内科、血液内科、膠原病・アレルギー内科、神経内科、抗加齢血管内科、上部消化管外科、下部消化管外科、心臓・血管外科、呼吸器外科、肝・胆・膵外科、乳腺・内分泌外科、小児外科、精神科、小児科、脳神経外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、産科婦人科、放射線科、麻酔科、形成外科、歯科口腔外科

## 2. 各がん診療連携拠点病院と埼玉県がん診療指定病院の指定状況



## 3. 主な指定要件と充足状況

### (1) 診療実績

下記①または②を概ね満たすこと

ただし、同一医療圏に複数の医療機関を推薦する場合は①をすべて満たすこと

①充足項目(年間)	防大実績	充足状況
院内がん登録数 500件以上	1,602件	充足
悪性腫瘍の手術件数 400件以上	1,219件	充足
がんに係る薬物療法のべ患者数 1000人以上	3,051人	充足
放射線治療のべ患者数 200人以上	202人	充足
緩和ケアチームの新規介入患者数 50人以上	119人	充足

②相対的な評価	防大実績	充足状況
当該医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度の診療実績があること	13%	充足

### (2) 医療施設

医療施設	設置状況
放射線治療に関する機器の設置(リニアックなど、体外照射を行うための機器であること)	有
外来化学療法室の設置	有
原則として集中治療室設置	有
術中迅速病理診断実施可能な病理診断室の設置	有

## 3. 主な指定要件と充足状況

### (3) 診療従事者

要件	必要人数	充足状況
当該施設で対応可能ながんについて専門的な知識及び技能を有する <b>手術療法</b> に携わる常勤の <b>医師</b>	1人以上	24
専任の <b>放射線診断</b> に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の <b>医師</b>	1人以上	10
専従の <b>放射線治療</b> に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の <b>医師</b>	1人以上	1
専従の <b>薬物療法</b> に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の <b>医師</b>	1人以上	5
緩和ケアチームに配属の専任の <b>身体症状の緩和</b> に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の <b>医師</b>	1人以上	1
緩和ケアチームに配属の <b>精神症状の緩和</b> に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の <b>医師</b>	1人以上	1
専従の <b>病理診断</b> に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の <b>医師</b>	1人以上	7
専従の <b>放射線治療</b> における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の <b>技術者等</b>	1人以上	4
放射線治療部門の専従の <b>放射線治療</b> に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の <b>看護師</b>	1人以上	4
専任の <b>薬物療法</b> に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の <b>薬剤師</b>	1人以上	2
外来化学療法室の専従の <b>薬物療法</b> に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の <b>看護師</b>	1人以上	2
緩和ケアチームに配属の専従の <b>緩和ケア</b> に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の <b>看護師</b>	1人以上	1
緩和ケアチームに配属の <b>緩和ケア</b> に携わる専門的な知識及び技能を有する <b>薬剤師</b>	1人以上	3
緩和ケアチームに配属の <b>相談支援</b> に携わる専門的な知識及び技能を有する者	1人以上	1
専任の <b>細胞診断</b> に係る業務に携わる専門的な知識及び技能を有する者	1人以上	5

## 4. 同一医療圏に複数整備する場合の考え方

都道府県拠点病院及び地域拠点病院にあつては、当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の整備がより一層図られることが明確である場合には、指定の検討会の意見を踏まえ、複数整備することも可能とする。（令和4年8月1日付け厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」）

## 5. 疾病対策課の意見

**防衛医科大学校病院を地域がん診療連携拠点病院の新規指定として推薦する。**

（理由）

- ・ がん診療連携病院の指定要件、及び同一医療圏に複数整備する場合の要件を全て満たしている。
- ・ 同院は公共交通機関とのアクセスが良く、西部保健医療圏の東部（所沢市、狭山市、入間市）の患者を多く受け入れている。東西に長い西部保健医療圏に複数設置することにより、がん患者の利便性が図られる。
- ・ 同院が地域がん診療連携拠点病院に指定されることにより、当該医療圏西部の埼玉医科大学国際医療センターや当該地域のかかりつけ医、訪問看護ステーション等との連携が促進され、地域全体のがん診療の質の向上が期待できる。

## 6. 新規指定までの流れ

- ・ 令和6年10月中 要件の確認（県）
- ・ 令和6年10月31日 現地調査（県）
- ・ 令和6年12月中 埼玉県がん対策推進協議会へ意見照会（本照会）  
⇒国への推薦の可否について判断（可の場合、速やかに国に推薦）
- ・ 令和7年1～2月頃 がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会（国）
- ・ 令和7年4月1日 指定（国）



## がん診療連携拠点病院制度

- 全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、都道府県知事からの推薦に基づき、厚生労働大臣が指定する病院。
- 専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携協力体制の構築、がん患者・家族に対する相談支援及び情報提供などの役割を担う。

